三　受給権者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三の二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

五　夫の死亡の当時、受給権者が夫によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

六　（略）

3・4　（略）

（支給停止解除の申請）

第六十条の三　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により寡婦年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

（支給停止の申出）

第六十条の三の二　法第二十条の二第一項の規定により寡婦年金の支給停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第六十条の三の三　法第二十条の二第三項の規定により寡婦年金の支給停止の申出の撤回をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）

（支給停止事由該当の届出）

第六十条の四　寡婦年金の受給権者は、法第五十二条の規定に該当したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

三　受給権者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三の二　第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

五　夫の死亡の当時、受給権者が夫によつて生計を維持したことを明らかにすることができる書類

六　（略）

3・4　（略）

（支給停止解除の申請）

第六十条の三　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により寡婦年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

（支給停止の申出）

第六十条の三の二　法第二十条の二第一項の規定により寡婦年金の支給停止の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第六十条の三の三　法第二十条の二第三項の規定により寡婦年金の支給停止の申出の撤回をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）

（支給停止事由該当の届出）

第六十条の四　寡婦年金の受給権者は、法第五十二条の規定に該当したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）